役員・評議員報酬等規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人津田塾大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）学内役員とは、常務理事又はこの法人の教職員を兼務する役員など、この法人において勤務することが常態である役員をいう。

（３）学外役員とは、学内の役員以外の役員をいう。

（４）学内評議員とは、この法人の教職員を兼務する評議員など、この法人において勤務することが常態である評議員をいう。

（５）学外評議員とは、学内の評議員以外の評議員をいう。

（６）報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

（７）費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給基準）

第３条　学内役員及び学内評議員に対しては、報酬等を支給しない。

２　学外役員及び学外評議員に対しては、理事会、評議員会もしくは法人業務に係る業務のために会議に出席した回数に応じて、報酬を支給するものとする。なお、報酬の上限は年２００万円とし、報酬額は、理事会で定める。

３　役員及び評議員には、前項に定める報酬を除くほか、報酬等は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第４条　前条第２項の報酬は、過年度12月ないし当年度11月までの期間における、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった日数に基づき報酬額を算定の上、当年度12月末日までに支給する。

２　理事会で定める報酬額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した金額とする。

３　第１項の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（費用）

第５条　役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第６条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50

銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公表）
第７条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則　この規程は、令和２年４月１日より施行する。